

4 2 0 - 1 0 5 8

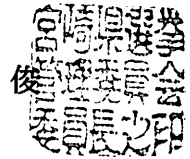
平成26年5月29日

延岡市北川町長井4940番地2

岩崎 信 殿

宮崎県選挙管理委員会

委員長 後藤 仁



再弁明書副本の送付及び再反論書の提出について

平成26年3月23日付けで提起のありました平成26年1月26日執行の延岡市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対し、延岡市選挙管理委員会から再弁明書の提出がありましたので、副本を別添のとおり送付します。

つきましては、当該再弁明に対する再反論があるときは、平成26年6月9日までに、再反論書2通を提出してください。

延選第40号

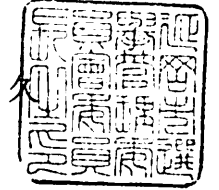
平成26年5月28日

宮崎県選挙管理委員会

委員長 後藤 仁 俊 様

延岡市選挙管理委員会

委員長 緒方 忠



再 弁 明 書

平成26年3月23日付で審査申立人岩崎信（以下「申立人」という。）から提起された公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第2項に基づく審査の申立てに関して、平成26年5月13日付で申立人から提出された反論書に対し、次のとおり再弁明します。

1 再弁明の趣旨

当委員会が行った平成26年1月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）の管理執行の手続は、申立人の主張する本件選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反するものではなく、選挙の無効の理由にはあたらない。

2 再弁明の理由

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2の規定に違反しているとの反論について

申立人は、反論書において「尺度の高い地図の交付に応じなかったこと」、「ポスターのはりつけの請負をあっせんしなかったこと」をもって、規定に違反していると主張しているが、平成26年4月28日付延選第15号の弁明書（以下「弁明書」という。）に記載するとおり、当委員会がポスターの掲示に関する便宜供与を

怠ったとする事実はない。

よって、令第111条の2の規定に違反するものではない。なお、弁明書4頁34行目「令第112条の2」は「令第111条の2」と訂正する。

- (2) 公職選挙法等執行規程（昭和30年選挙管理委員会規程第1号。以下「執行規程」という。）第7条の規定に違反しているとの反論について

申立人は、反論書において、北方文化センターは個人演説会の会場として使用できないとの連絡を当委員会が口頭で行ったことをもって、執行規程第7条「令第114条の規定による演説会開催不能の通知は、別記第3号様式によるものとする。」の規定に違反していると主張している。

しかし、口頭で説明を行ったのは、郵送による演説会開催不能の通知が到達まで時間を要するため、候補者に配慮し、直ちに電話での連絡を行ったものである。

この点については、弁明書に記載しているとおり、申立人からの意見を踏まえ、通知書の送付前に検討を行い、会場の使用が可能であることを伝えたため、結果として不能の通知を行うことがなかったのである。

よって、執行規程第7条の規定に違反するものではない。

- (3) 延岡市選挙公報の発行に関する規程（平成19年選挙管理委員会告示第64号。以下「公報規程」という。）第9条第1項及び同条第3項の規定に違反しているとの反論について

申立人は、反論書において、11月20日開催の選挙管理委員会議事録に、本件選挙の選挙公報の規格及び様式を決定した旨の記載がないことをもって、公報規程第9条第1項に違反していると主張している。

弁明書に記載しているとおり、本件選挙の選挙公報の規格及び様式は、平成25年11月20日開催の選挙管理委員会において決定しているが、この決定にあたっては、事務局から、従前の選挙と同じ規格

及び様式により本件選挙の選挙公報を発行する案を説明し、選挙管理委員会において、その内容で本件選挙の選挙公報を発行することを決定したものである。

よって、公報規程第9条第1項の規定に違反するものではない。

- (4) 延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第10条第1項及び第2項の規定に違反しているとの反論について

申立人は、平成26年2月11日に申立人が求めた情報公開条例に基づく、本件選挙に関する文書の情報公開に際し、当委員会が開示決定期限の延長を行ったことについて、情報公開条例第10条第1項及び第2項に違反していると主張しているが、弁明書で述べたとおり、情報公開条例の手續と本件選挙の手續とは、関係がないため、これをもって、選挙の無効の理由とはならないものである。

なお、当委員会は、情報公開条例第10条第2項の規定に基づいて、正当な理由があったために開示決定期限の延長を行っているもので、情報公開条例第10条第1項及び第2項に違反するものではない。

- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第192条第4項に違反しているとの反論について

申立人は、平成26年2月11日に本件選挙に関する収支報告書の閲覧を請求したが、すぐに閲覧できず、閲覧できたのが同年3月19日であったことを法第192条第4項の規定に違反していると主張しているが、そもそも収支報告書の閲覧手續と本件選挙の手續とは、関係がないため、これをもって、選挙の無効の理由とはならないものである。

なお、申立人が同年2月11日に行ったのは、前段の情報公開条例に基づく、本件選挙に関する文書の開示請求であって、収支報告書の閲覧請求については、申立人は、同年3月18日に請求を行い、同年3月19日に閲覧しており、法第192条第4項の規定に違反するものではない。

(6) 法第9条第2項に違反しているとの反論について

申立人は、期日前投票及び不在者投票に関して、選挙人が延岡市に住民登録されており、選挙人名簿にも登録されているにもかかわらず、宣誓書で「学業」を理由として選択すると、延岡市外の学校に通っているというだけで、投票が拒否されていることは、法第9条第2項に違反していると主張しているが、本件選挙においては、期日前投票及び不在者投票において学生の住所地に関する取り扱いにより、投票を拒否した事例はなく、本件選挙の無効の理由とはならない。

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に違反しているとの反論について

申立人は、投票所の開閉時刻の変更は地方自治法第14条第2項により、条例によらなければならないにもかかわらず、恣意的に投票時間が短縮され、違法であると主張しているが、投票所の開閉時刻については、法第40条第1項ただし書の「市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」との規定に基づいて、投票所を閉じる時刻の繰り上げを行っているところである。



3 結論

したがって、当委員会は、再弁明の趣旨のとおり判断を求めるものである。

以 上